

東日本大震災に係る代替償却資産の特例に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方税法（以下「法」という。）附則第56条第12項に規定されている東日本大震災により滅失し、又は損壊（固定資産が著しく損傷を受け、又は破壊された状態を指し、応急的な処置程度では、もとの用途のまま使用できないものをいう。）した償却資産（以下「被災償却資産」という。）に代わるものとして取得され、又は改良された償却資産（以下「代替償却資産」という。）に係る固定資産税の課税標準の特例（以下「代替資産特例」という。）、法附則第56条第15項に規定されている居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域）内に所在した償却資産（以下「対象区域内償却資産」という。）及び地方税法及び国有資産等所在地市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第8条第14項に規定されている対象区域償却資産（以下「旧法対象区域内償却資産」という。）に代わるものとして、取得された代替償却資産に係る代替資産特例の事務処理について、具体的な取扱いを定めるものとする。

(代替資産特例の概要)

- 第2条 被災償却資産の所有者が、平成23年3月11日から平成31年3月31日までの間に、当該被災償却資産に代わるものと市長が認める償却資産を取得し、又は改良した場合において、当該代替償却資産に固定資産税を課することとなった年度から4年度分の固定資産税については、課税標準を2分の1とする。
- 2 対象区域内償却資産の所有者が、当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日から解除する旨の公示があった日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代わるものと市長が認める償却資産を取得した場合において、当該代替償却資産に固定資産税を課することとなった年度から4年度分の固定資産税については、課税標準を2分の1とする。
- 3 旧法対象区域内償却資産の所有者が、当該警戒区域設定指示が行われた日から解除された日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代わるものと市長が認める償却資産を取得した場合において、当該代替償却資産に固定資産税を課することとなった年度から4年度分の固定資産税については、課税標準を2分の1とする。

(特例対象者)

第3条 被災償却資産に係る代替資産特例を受ける者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被災償却資産の所有者
- (2) 被災償却資産が、法第342条第3項の規定により共有物とみなされるものである場合における当該被災償却資産の買主
- (3) 前2号に掲げる者が個人である場合において、その者について相続があったときにおけるその者の相続人
- (4) 第1号及び第2号に掲げる者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおける分割承継法人

第4条 対象区域内償却資産に係る代替資産特例を受ける者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象区域内償却資産の居住困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者
- (2) 対象区域内償却資産が、法第342条第3項の規定により共有物とみなされるものである場合における当該被災償却資産の買主
- (3) 前2号に掲げる者が個人である場合において、その者について相続があったときにおけるその者の相続人
- (4) 第1号及び第2号に掲げる者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおける分割承継法人

2 旧法対象区域内償却資産に係る代替資産特例を受ける者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旧法対象区域内償却資産の警戒区域設定指示が行われた日における所有者
- (2) 旧法対象区域内償却資産が、法第342条第3項の規定により共有物とみなされるものである場合における当該被災償却資産の買主
- (3) 前2号に掲げる者が個人である場合において、その者について相続があったときにおけるその者の相続人
- (4) 第1号及び第2号に掲げる者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおける分割承継法人

(被災償却資産に係る代替資産特例の認定要領)

第5条 代替資産特例に該当する資産かどうかの認定については、次のとおりとする。

- (1) 当該被災償却資産が、東日本大震災により滅失し、又は損壊した資産であるかどうかを確認する。

具体的には、「り災証明書」「東日本大震災による被災者に対する市民税等の減免に関する条例による固定資産税減免申請書」、写真その他「被災の事実を確認するために必要な書類」の提出を求める。

なお、本市において「東日本大震災による被災者に対する市民税等の減免に関する条例による固定資産税の減免」を受けた場合には、これらの提出は要しないこととする。

- (2) 当該被災償却資産が、東日本大震災発生当時、被災地内に所在したものであるかどうかを確認する。

具体的には、平成23年度償却資産課税台帳に登録されていたかどうかにより確認する。また、平成23年1月2日以降に取得されたものについては、当該資産の納品書等により確認する。

なお、震災当時、本市外に所在したものである場合には、「被災償却資産の固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書兼代替償却資産対照表」(第1号様式)の「証明欄」に、被災市町村長の証明がなされていることとするので、それにより確認する。

- (3) 代替償却資産が、本特例の対象となる代替性を有する資産であるかどうかを確認する。

具体的には、第7条により判定する。

- (4) 所有者について、第3条第2号から第4号までのいずれかに該当する場合には、戸籍の謄本、法人に係る登記事項証明書、売買契約書等、該当することを証する書類を確認する。

(対象区域内償却資産及び旧法対象区域内償却資産に係る代替資産特例の認定要領)

第6条 代替資産特例に該当する資産かどうかの認定については、次のとおりとする。

- (1) 対象区域内償却資産が、居住困難区域設定を指定する旨の公示があった日において、居住困難区域内に所在したものであるかどうかを確認する。

具体的には、居住困難区域内の平成23年度償却資産課税台帳に登録されていたかどうかにより確認する。

なお、「対象区域内償却資産の固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書兼代替償却資産対照表」(第2号様式)の「証明欄」に、課税市町村長の証明がなされていることとするので、それにより確認する。

具体的には、居住困難区域とは、居住制限区域と帰還困難区域を指す。

平成27年8月7日時点においては、以下の市町村の全部又は一部の区域において該当する。

南相馬市、川俣町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

- (2) 旧法当該対象区域内償却資産が、警戒区域設定指示が行われた日において、警戒区域設定指示区域内に所在したものであるかどうかを確認する。

具体的には、警戒区域設定指示区域内の平成 23 年度償却資産課税台帳に登録されていたかどうかにより確認する。また、平成 23 年 1 月 2 日以降に取得されたものについては、当該資産の納品書等により確認する。

なお、「対象区域内償却資産の固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書兼代替償却資産対照表」（第 3 号様式）の「証明欄」に、課税市町村長の証明がなされていることとするので、それにより確認する。

具体的には、警戒区域設定指示は、次のものを指す。

「平成 23 年 4 月 21 日 11 時 00 分付け 平成 23 年（2011 年）福島第一及び第二原子力発電所に係る原子力災害対策本部長及び内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項の規定に基づく指示」

- ア 警戒区域の設定日 平成 23 年 4 月 22 日
イ 警戒区域 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内
ウ 指示を受けた市町村 富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村

- (3) 代替償却資産が、本特例の対象となる代替性を有する資産であるかどうかを確認する。

具体的には、第 7 条により判定する。

- (4) 所有者について、第 4 条第 2 号から第 4 号まで又は第 4 条第 2 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合には、戸籍の謄本、法人に係る登記事項証明書、売買契約書等、該当することを証する書類を確認する。

（代替性の判定基準）

第 7 条 代替性の判定基準は、次に掲げる要件に合致するものとする。

- (1) 被災償却資産に代わるものとして取得した償却資産

次の要件のいずれにも合致すること。

- ア 原則として被災償却資産と種類が同一であること。
イ 原則として被災償却資産と使用目的又は用途が同一であること。

注 1 「原則として同一である」とは、種類や使用目的又は用途が必ずしも同一でなくとも、被災者の生業等の実態に即し弾力的に判断することが適当であるという趣旨である。

注 2 「種類が同一」かどうかを判断するに当たっては、あくまで「注 1」により判断することとされているがその判断の一つの目安として、例えば次のようなものを参考にすることができる。

- ・減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表に掲げられている種類

具体的には、同別表に掲げられている用途、設備の種類等の区分を基準とする。

なお、構造の変更については問わないこととする。

注 3 ただし、同一種類のものであっても、明らかに使用目的が異なる場合などは、「代わるもの」としての認定はできないものとする。

(2) 被災償却資産を改良した場合

東日本大震災により損壊した償却資産を復旧又は補強等を行った場合の改良費（資本的支出に限る。）として取得された資産については、「改良」の性質上、基本的には特例の対象となる代替性が認められるものとする。

(3) 対象区域内償却資産又は旧法対象区域内償却資産に代わるものとして取得した償却資産

次の要件のいずれにも合致すること。

ア 原則として対象区域内償却資産と種類が同一であること。

イ 原則として対象区域内資産と使用目的又は用途が同一であること。

注 1 「原則として同一である」とは、種類や使用目的又は用途が必ずしも同一でなくとも、被災者の生業等の実態に即し弾力的に判断することが適当であるという趣旨である。

注 2 「種類が同一」かどうかを判断するに当たっては、あくまで「注 1」により判断することとされているがその判断の一つの目安として、例えば次のようなものを参考にすることができる。

- ・減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げられている種類

具体的には、同別表に掲げられている用途、設備の種類等の区分を基準とする。

なお、構造の変更については問わないこととする。

注 3 ただし、同一種類のものであっても、明らかに使用目的が異なる場合などは、「代わるもの」としての認定はできないものとする。

（手続に必要な書類の様式）

第 8 条 提出に必要な書類として、次の様式を定める。

(1) 被災償却資産の代替資産特例

ア 被災償却資産の固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書兼代替償却資産対照表（東日本大震災による代替償却資産に係る課税標準の特例適用申告書用）（第 1 号様式）

イ 被災償却資産の代替償却資産に係る課税標準の特例適用申告書（東日本大震災

(原子力災害)による代替償却資産に係る課税標準の特例適用申告書用) (第4号様式)

(2) 対象区域内償却資産の代替資産特例

ア 対象区域内償却資産の固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書兼代替償却資産対照表(第2号様式)

イ 対象区域内償却資産の代替償却資産に係る課税標準の特例適用申告書(原子力災害用)(第5号様式)

(3) 旧法対象区域内償却資産の代替資産特例

ア 旧法対象区域内償却資産の固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書兼代替償却資産対照表(第3号様式)

イ 旧法対象区域内償却資産の代替償却資産に係る課税標準の特例適用申告書(原子力災害用)(第6号様式)

(申告手続等)

第9条 被災償却資産代替資産特例の適用を受けようとする者は、第1号様式及び第4号様式を、法第383条に規定されている償却資産の申告に併せて、市長に対して提出する。その際、第5条の規定により、「被災の事実を確認するために必要な書類」を添付することとする。

2 提出場所は、税務部資産税課とする。

第10条 対象区域内償却資産代替資産特例の適用を受けようとする者は、第2号様式及び第5号様式を、法第383条に規定されている償却資産の申告に併せて、市長に対して提出する。その際、第6条の規定により、「居住困難区域を指定する旨の公示があった日において、居住困難区域内に所在した事実を確認するために必要な書類」を添付することとする。

2 提出場所は、税務部資産税課とする。

第11条 旧法対象区域内償却資産代替資産特例の適用を受けようとする者は、第3号様式及び第6号様式を、法第383条に規定されている償却資産の申告に併せて、市長に対して提出する。その際、第6条の規定により、「警戒区域設定指示が行われた日において、警戒区域設定指示区域内に所在した事実を確認するために必要な書類」を添付することとする。

2 提出場所は、税務部資産税課とする。

(課税台帳への記載)

第12条 代替償却資産と認められたものは、償却資産課税台帳にその旨を記載し、課税額の算定に反映させることとする。

(その他の事項)

第 13 条 法及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項は、税務部資産税課長が定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 11 月 8 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 12 月 10 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

被災償却資産の固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書 兼 代替償却資産対照表

(東日本大震災による代替償却資産に係る課税標準の特例適用申告書用)

枚のうち
枚 目

被災償却資産(課税台帳登録資産)							代替償却資産											
所有者名							所有者名											
資産の種類	資産番号	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (円)	耐用年数	資産の種類	資産番号	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (円)	耐用年数	摘要
				年号	年	月							年号	年	月			
				計								計						

※ [証明欄]
 上記被災償却資産は、平成23年度償却資産課税台帳に登録されていることを証明します。
 平成 年 月 日

[記載上の留意事項]
 (1) 本証明書兼対照表は、地方税法附則第56条第12項の規定による被災償却資産の代替償却資産に対する課税標準の特例を適用するため、特例適用申告書に添えて提出していただくものです。
 (2) 左側「被災償却資産」欄には、東日本大震災により滅失・損壊した償却資産を、右側「代替償却資産」欄には、当該滅失・損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産について記載してください。
 (3) 右側「代替償却資産」欄には、償却資産申告書に添付する種類別明細書(増加資産・全資産用/地方税法施行規則第26号様式別表1)の資産の行ごとに記載してください。
 (4) 被災した資産について同じ市町村でその代替償却資産を取得した場合は、左側「被災償却資産」の課税台帳登録証明を受ける必要はありません。(代替償却資産の特例適用を他の市町村に申告する場合のみ、被災したところの市町村長から証明を受けてください。)
 (5) 資産の名称で、目的・用途の判断ができないものについては、摘要欄に記載してください。

※ 用紙が不足する場合はコピーして記載してください。

対象区域内償却資産の固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書 兼 代替償却資産 対照表

（東日本大震災（原子力災害）による代替償却資産に係る課税標準の特例適用申告書用）

枚のうち
枚 目

対象区域内償却資産（課税台帳登録資産）							代 替 償 却 資 産											
所有者名							所有者名											
資産の種類	資産番号	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (円)	耐用年数	資産の種類	資産番号	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (円)	耐用年数	摘 要
				年号	年	月							年号	年	月			
計								計										

※ 【証明欄】

上記対象区域内償却資産は、平成23年度償却資産課税台帳に登録されていることを証明します。

平成 年 月 日

【記載上の留意事項】

- (1) 本証明書兼対照表は、地方税法附則第56条第15項の規定による対象区域内償却資産の代替償却資産に対する課税標準の特例を適用するため、特例適用申告書に添えて提出していただくものです。
- (2) 左側「対象区域内償却資産」欄には、居住困難区域内にある償却資産を、右側「代替償却資産」欄には、当該償却資産に代わるものとして取得した償却資産について記載してください。
- (3) 右側「代替償却資産」欄には、償却資産申告書に添付する種類別明細書(増加資産・全資産用/地方税施行規則第26号様式別表1)の資産の行ごとに記載してください。
- (4) 左側「対象区域内償却資産」の課税台帳登録について、課税を受けた市町村長から証明を受けてください。
- (5) 資産の名称で、目的・用途の判断ができないものについては、摘要欄に記載してください。

※ 用紙が不足する場合はコピーして記載してください。

旧法対象区域内償却資産の固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書 兼 代替償却資産対照表

（東日本大震災（原子力災害）による代替償却資産に係る課税標準の特例適用申告書用）

枚のうち
枚 目

対象区域内償却資産（課税台帳登録資産）							代替償却資産											
所有者名							所有者名											
資産の種類	資産番号	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (円)	耐用年数	資産の種類	資産番号	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (円)	耐用年数	摘要
				年号	年	月							年号	年	月			
計								計										
<p>※ 【証明欄】</p> <p>上記対象区域内償却資産は、平成23年度償却資産課税台帳に登録されていることを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p>							<p>【記載上の留意事項】</p> <p>(1) 本証明書兼対照表は、地方税法及び国有資産等所在地市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第8条第14項に係る旧地方税法附則第56条第15項の規定による対象区域内償却資産の代替償却資産に対する課税標準の特例を適用するため、特例適用申告書に添えて提出していただくものです。</p> <p>(2) 左側「対象区域内償却資産」欄には、警戒区域内にある償却資産を、右側「代替償却資産」欄には、当該償却資産に代わるものとして取得した償却資産について記載してください。</p> <p>(3) 右側「代替償却資産」欄には、償却資産申告書に添付する種類別明細書(増加資産・全資産用/地方税施行規則第26号様式別表1)の資産の行ごとに記載してください。</p> <p>(4) 左側「対象区域内償却資産」の課税台帳登録について、課税を受けた市町村長から証明を受けてください。</p> <p>(5) 資産の名称で、目的・用途の判断ができないものについては、摘要欄に記載してください。</p>											

※ 用紙が不足する場合はコピーして記載してください。



所 有 者 コ ー ド							

被災償却資産の代替償却資産に係る課税標準の特例適用申告書

平成 年 月 日

郡 山 市 長

(申告者)

住所又は所在地 〒

個人番号又は法人番号

氏名又は名称

印

電 話 - -

東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した下記の償却資産に対し、地方税法附則第56条第12項に規定する課税標準の特例の適用を受けたいので、別紙「代替償却資産対照表」等関係資料を添えて申告します。

記

1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替償却 資産			
被災償却 資産			

※ 代替償却資産：東日本大震災により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして取得した資産又は改良した資産（改良した資産は、当該資産の改良部分）をいう。

※ 被災償却資産：東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産をいう。

2 代替償却資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取 得 価 額 (円)			
構 築 物					
機 械 及 び 装 置					
船 舶					
航 空 機					
車 両 及 び 運 搬 具					
工 具、器 具 及 び 備 品					
合 計					



所有者コード							

対象区域内償却資産の代替償却資産に係る課税標準の特例適用申告書
(原子力災害用)

平成 年 月 日

郡山市長

(申告者)

住所又は所在地 〒

個人番号又は法人番号

氏名又は名称

_____ 印

電話 - - _____

東日本大震災に係る原子力災害により設定された居住困難区域内に所在した償却資産に代わるものとして取得した下記の償却資産に対し、地方税法附則第56条第15項に規定する課税標準の特例の適用を受けたいので、別紙「代替償却資産対照表」等関係資料を添えて申告します。

記

1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替償却資産			
対象区域内償却資産			

※ 代替償却資産：対象区域内償却資産に代わるものとして取得した資産をいう。

※ 対象区域内償却資産：東日本大震災に係る原子力災害により設定された居住困難区域内に、公示日に所在した償却資産をいう。

2 代替償却資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取得価額(円)			
構築物					
機械及び装置					
船舶					
航空機					
車両及び運搬具					
工具、器具及び備品					
合計					



所有者コード							

旧法対象区域内償却資産の代替償却資産に係る課税標準の特例適用申告書
(原子力災害用)

平成 年 月 日

郡山市長

(申告者)

住所又は所在地 〒

個人番号又は法人番号

氏名又は名称

電話 - - 印

東日本大震災に係る原子力災害により設定された警戒区域内に所在した償却資産に代わるものとして取得した下記の償却資産に対し、地方税法及び国有資産等所在地市町村交付金の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第8条第14項に係る旧地方税法附則第56条第15項に規定する課税標準の特例の適用を受けたいので、別紙「旧法代替償却資産対照表」等関係資料を添えて申告します。

記

1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替償却資産			
旧法対象区域内償却資産			

※ 代替償却資産：対象区域内償却資産に代わるものとして取得した資産をいう。

※ 旧法対象区域内償却資産：東日本大震災に係る原子力災害により設定された警戒区域内に、設定日に所在した償却資産をいう。

2 代替償却資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取得価額(円)			
構 築 物					
機 械 及 び 装 置					
船 舶					
航 空 機					
車 両 及 び 運 搬 具					
工 具、器 具 及 び 備 品					
合 計					